

用途地域－建築用途の分類(工場) (ガソリンスタンド)

平成7年春期部会

1 自動車部品等の物品販売業を営む店舗

自動車部品等の物品販売業を営む店舗やガソリンスタンドに付随するタイヤ交換、オイル交換等のサービスのための作業所で、「小規模に行う」ものは工場としては取り扱わない。

なお、「小規模に行う」ものとは、作業場の床面積が 50 m²以下であり、車検等の法定点検整備を行わないもの。

2 事務所に併設される自動車修理研修施設

事務所に併設される自動車修理研修施設で、研修のみが目的ならば、自動車修理工場としては取り扱わない。

しかし、研修以外に点検整備を行えば、自動車修理工場として取り扱う。

なお、研修が主目的としても、陸運局の認証がある場合は、自動車修理工場として取り扱う。